

申請に対する処分に関する審査基準及び標準処理期間

平成10年 2月 4日制定

平成31年1月15日最終改正

番号	根拠法令の 〔根拠条例等の〕 名 称	根拠法令の 〔根拠条例等の〕 条 項	許認可等の種類	経由機関	処分権者 (担当課)
	職業能力開発促進法施行規則	第65条	技能検定試験の 免除		知事(労政・ 能力開発課)
審 査 基 準		<p>技能検定試験の免除に関する審査に当たっては、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第65条の規定及び昭和44年労働省告示第37号（職業能力開発促進法施行規則第65条の規定に基づく技能検定の実技試験又は学科試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲）のほか、特に以下の点に留意して行うものとする。</p> <p>(1) 検定職種に相当する免許職種</p> <p>省令第65条第2項から第6項までの表の上欄に規定する「当該検定職種に相当する免許職種」とは、省令別表第11の2の上欄に掲げる検定職種に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる免許職種とする。（平成16年4月1日付け能発第0401001号厚生労働省職業能力開発局長通知の別添1（技能検定試験事務手引（都道府県及び都道府県職業能力開発協会関係）の巻末表1（以下「巻末表1」という。）中「検定職種」及び「免許職種」の項参照）</p> <p>(2) 検定職種に相当する訓練科</p> <p>省令第65条第1項から第6項までの表の上欄に規定する「当該検定職種に相当する応用課程又は特定応用課程及び特定専門課程の高度職業訓練に係る訓練科」、「当該検定職種に相当する専門課程の高度職業訓練に係る訓練科」、「当該検定職種に相当する訓練科」及び「当該検定職種に相当する普通課程の普通職業訓練に係る訓練科」は、それぞれ巻末表1の「検定職種」の項に掲げる検定職種に対応する「試験免除」の項中「普通課程の普通職業訓練」、「短期課程の普通職業訓練」、「専門課程、特定専門課程の高度職業訓練」及び「応用課程、特定応用課程の高度職業訓練」の欄に掲げる訓練科並びに厚生労働省人材開発統括官が検定職種に関する訓練科として個別に認定する訓練科とする。</p>			
標準処理期間					
経由機関での期間	処理機関での期間		計		
	30日		うち協議機関での期間		
				30日	